

第1回要配慮者支援対策部会 議事要旨

日 時：平成24年6月26日（火）午後3時～

場 所：市役所会議室2

出席者

部会長：梶山委員

委 員：中村委員、藤井委員、神田委員、山口委員、木下委員、斉藤委員、
福岡委員、岡島委員、西野委員、前川委員

事務局：嶋谷危機管理監、新開総括主査、大江

あいさつ（嶋谷危機管理監）

昨年3月には東日本大震災、9月は台風により奈良・和歌山県で土砂災害が発生、今年5月には茨城県で竜巻による甚大な被害が発生している。最近の自然災害の脅威などを踏まえ、現行の地域防災計画の見直しを行う。

3月の定例会で「長岡京市防災会議条例」を見直し、広く市民の意見、特に女性の声を反映させるために、委員の選出区分の拡充を行った。

また、専門的に議論を行う部会の設置規定を設け、地域防災計画の見直し体制の整備を図った。本日は、本市の地域防災計画見直しのため、要配慮者支援の対策を中心に審議をお願いしたい。他にも2つの対策部会を設置した。

委員に防災会議会長より委嘱状の交付を行う。（各委員の席に配付）

委員の自己紹介

案件1 災害時要配慮者支援制度について

事務局から下記内容を説明

- (1) 防災会議条例について
- (2) 災害時要配慮者支援制度実施要項について
- (3) 災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて

案件2 災害時要配慮者支援制度の課題について

各委員から課題等について意見交換

委 員 約2,000人が登録できていないとのことだが、抜けていたり、漏れている人への対応はどうするのか。

事務局 当初、対象者全員に通知した。民生児童委員が支援を必要とする人全員を訪問され、同意を得た人を登録した。その後も毎年対象者全員を訪問されている。情報を出したくない者もいる。→申請なし（未登録）

委 員 支援はいらないという人もいる。

- 委員 個人情報すべて行政が把握することは難しいし、すべての人を行政が支援することも難しい。
- 委員 支援者を見つけることができる人は地域や民生児童委員が、支援者がいない人を行政で支援してはどうか。また、住民票がない人はどうするのか。
- 委員 長岡京市へ来られた人（旅行者）要配慮者をどうするのか。
- 委員 対象者の中で、その他配慮を必要とする者とはどんな人か。
- 事務局 日本語が話せない外国人、乳幼児、妊婦等である。
- 委員 小さな子が多い家庭、90歳以上の夫婦など対象者の見直しをしてはどうか。
- 委員 制度設計当時も議論した。
- 委員 対象者を絞り込みすぎている。表記の仕方にも注意がいる。
- 委員 対象者を広げすぎると対応ができない。
- 委員 65歳以上の独り暮らしの方でも、支援者となれる人もいる。
- 委員 知的障がい者については、療育手帳Aの人はほとんどが保護者と同居している。むしろ手帳Bの人は独立されている方も多いため、実際は要配慮者であると思われる。
- 委員 集団生活がしにくい人。また、見た目支援が必要なのが分かりにくい人への対応が難しい。
- 委員 精神福祉手帳の保有者も同じである。
- 委員 市もボランティア養成講座を開催し、支援者の養成することが大事。
- 委員 自治会が支援するためにも普段から自治会に加入してもらうよう、働き掛けていくことが大切。
- 委員 ボランティアセンターの立ち上げはどうか。設立されていれば災害時以外でも助け合うことができる。
- 事務局 現在、社会福祉協議会で立ち上げの準備をさせていただいている。もう少し時間をいただきたい。
- 委員 現在準備を進めているのは、災害時のボランティアセンターである。今、マニュアルを作っている。外部のNPOとの協働が必要。ただ、社協の職員も被災者になることもある。外から来たボランティアの案内や救助場所の指示など、自治会には支援をいただきたい。
- 委員 自治会から「ここを助けてほしい」の声があれば対応しやすい。また、一般的には避難完了してからボランティアセンターが立ち上がるが、避難所への避難誘導のボランティアも必要。
- 委員 未組織地区に135人が登録されている。どう対応していくのか。
- 委員 災害の発生時間帯により、支援者体制も大きく変わる。
- 委員 要配慮者の昼間（通所しているのか）・夜間の居場所を把握する必要が

ある。

委員 しかし、沢山の情報をすべて行政が管理するのは難しい。

委員 私の住んでいるマンションで火災が発生した。私は出かけていて留守。帰ってきたら近所の人から「よかった。」と声を掛けられた。マンションの管理人が、住民の安否が確認できなかった。個人情報の問題もあるが、積極的な活用が必要であると思う。地域のつながりや個人情報に対する考え方はこのままでいいのか、市民全体で考えてもらう必要がある。

事務局 国のガイドラインP8

住宅地図に要配慮者の家を示して自治会館に貼っている自治会がある。最低限の情報の共有は必要。

案件3 災害時要配慮者避難支援プラン全体計画(案)について
事務局から全体計画(案)について説明

事務局 委員から出していただいた意見や課題を検討して、最終的には先ほど説明したプラン全体計画を作成し、地域防災計画の見直しに反映させたい。しかしながら、ただ今のプラン全体計画(案)は、事務局で部会でのたたき台になればと作成したものであり、様式や内容にとらわれることなく、委員の忌憚のないご意見をいただきたい。

委員 計画停電に備えて、要配慮者となる可能性がある人は把握しているが、災害時の個別プランを検討する方向で考えるのか。

委員 個別プランをだれが作るのか。

事務局 ひな型は市が作成する必要がある。

委員 計画には責任の主体も記入する方がいい。

委員 ハザードマップに水害の写真が掲載されていた。イメージで訴える必要がある。

事務局 自治会や自主防災会などの出前講座で市民に伝えている。

委員 外国人への配慮は？一人で避難するためには、情報伝達の手段を検討しないとイケない。多言語でどの程度までエリアメールが可能か？見ただけでわかるものがない。

事務局 エリアメールは日本語だけでの対応。ハザードマップも日本語だけで作成した。英語、韓国語、中国語などが必要かを考える。

委員 観光客などもあるので検討が必要。

部会長 今回の検討会で、委員から多くの課題が出されたが、まだあるようで

あれば、次回の会議でも出していただきたい。実効性のある計画を作り、地域防災計画に反映させたい。

これで、第1回要配慮者支援対策部会を終わる。

以上で部会を終了する。